

秋田市公報

あきだ

第1126号

平成30年11月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

教 委 規 則

- 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則（第11号） 2

告 示

- 平成30年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第288号） 2
○平成30年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第289号） 5
○指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第290号） 19
○指定地域密着型サービス事業者の廃止について（第291号） 20
○表彰した者の氏名および事績の大要について（第292号） 20
○平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第293号） 20
○平成30年度分介護保険料督促状の公示送達について（第294号） 20
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第295号） 20
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第296号） 21
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第297号） 21
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第298号） 21
○平成30年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第299号） 21
○平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第300号） 41
○平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第301号） 41
○町および字の区域ならびにその名称の変更について（第302号） 41
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第303号） 41
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第304号） 42
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第305号） 42
○平成30年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について

（第306号） 42

○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第307号） 42

○秋田市総合教育会議の招集について（第308号） 42

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第309号） 43

○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第310号） 43

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第14号） 43

選 管 告 示

○平成30年12月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について（第10号） 43

○平成30年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会選挙人名簿について（第11号） 43

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第10号） 43

上 下 水 道 局 告 示

○指定排水設備工事業者の指定の停止について（第16号） 43

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第17号） 43

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第18号） 44

○指定排水設備工事業者の廃止について（第19号） 44

公 告

○市有物件の売払いについて 44

○許可した開発行為に関する工事の完了について 45

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 45

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 46

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 46

○秋田農業振興地域整備計画の変更について 46

○建築基準法による道路の指定について 47

○市有物件の売払いについて 47

○農用地利用集積計画の縦覧について 48

○建築基準法による意見の聴取について 48

○建築基準法による意見の聴取について 48

上下水道局公告

○一般競争入札の執行について.....49

教 委 規 則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月29日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

秋田市教委規則第11号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場の項を次のように改める。

秋田市立勝平小学校等共同 調理場	勝平小学校、浜田小学校および勝平中学校
---------------------	---------------------

第2条の表秋田市立下新城小学校等共同調理場の項中「下新城小学校、」の次に「上新城小学校、」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 20,441,070	千円 18,849	千円 20,459,919
	1 国庫負担金	17,185,690	10,005	17,195,695
	2 国庫補助金	3,180,262	553	3,180,815
	3 委託金	75,118	8,291	83,409
16 県支出金		8,517,207	38,315	8,555,522
	2 県補助金	2,557,089	38,315	2,595,404
19 繰入金		4,263,509	145,000	4,408,509
	2 基金繰入金	4,018,727	145,000	4,163,727
20 繰越金		833,428	105,011	938,439
	1 繰越金	833,428	105,011	938,439
22 市債		10,275,700	156,500	10,432,200
	1 市債	10,275,700	156,500	10,432,200

告 示

秋田市告示第288号

平成30年9月28日の「平成30年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年10月1日

秋田市長 穂積志

平成30年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,142,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

歳 入 合 計	128,679,259	463,675	129,142,934
---------	-------------	---------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,843,679	千円 5,936	千円 14,849,615
	1 総務管理費	12,933,476	5,383	12,938,859
	3 戸籍住民基本台帳費	608,273	553	608,826
3 民生費		48,965,376	8,291	48,973,667
	4 国民年金費	40,383	8,291	48,674
4 衛生費		9,426,595	145,000	9,571,595
	3 清掃費	4,568,616	145,000	4,713,616
6 農林水産業費		2,731,107	17,752	2,748,859
	1 農業費	2,014,259	6,620	2,020,879
	3 林業費	222,378	11,132	233,510
7 商工費		8,728,040	1,296	8,729,336
	1 商工費	8,728,040	1,296	8,729,336
8 土木費		14,075,558	52,900	14,128,458
	5 都市計画費	3,638,433	52,900	3,691,333
11 災害復旧費		667,938	232,500	900,438
	1 農林水産施設災害復旧費	240,062	107,500	347,562
	2 公共土木施設災害復旧費	427,874	125,000	552,874
歳 出 合 計		128,679,259	463,675	129,142,934

第2表 継続費補正

(変 更)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県・市連携文化施設整備事業	2,474,676	平成29年度	44,154	11,454,240	平成29年度	44,154
				平成30年度	1,236,693		平成30年度	1,236,693

				平成31年度	44,179		平成31年度	2,625,162
				平成32年度	1,149,650		平成32年度	3,780,639
							平成33年度	3,767,592
				平成29年度	3,300		平成29年度	3,300
				平成30年度	119,849		平成30年度	169,849
							平成31年度	160,000
							平成32年度	15,000
							平成33年度	5,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援システム更新経費	平成30年度～平成31年度	59,120
子ども広場運営事業	平成30年度～平成32年度	34,001
小学校共同調理場調理業務委託経費 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	65,572
学校給食用食缶類運搬業務委託経費	平成30年度～平成31年度	3,150
中学校共同調理場調理業務委託経費	平成30年度～平成31年度	35,071

第4表 市債補正

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農林水産施設費 災害復旧費	43,700	41,600	85,300			
公共土木施設費 災害復旧費	80,700	114,900	195,600			
計			10,275,700	156,500	10,432,200	

平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算(第1号)

平成30年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,427千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 71,255	千円 11,427	千円 82,682

	1 使用料	50,524	11,427	61,951
	歳入合計	131,402	11,427	142,829

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		千円 60,100	千円 11,427	千円 71,527
	1 事業費	60,100	11,427	71,527
	歳出合計	131,402	11,427	142,829

平成30年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

平成30年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治体（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 0	千円 145,000	千円 145,000
	1 一般会計繰入金	0	145,000	145,000
	歳入合計	261,087	145,000	406,087

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 27,398	千円 145,000	千円 172,398
	1 総務管理費	27,398	145,000	172,398
	歳出合計	261,087	145,000	406,087

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	発電機交換修繕経費	145,000

秋田市告示第289号

平成30年9月28日の「平成30年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年10月1日

秋田市長 穂積志

平成29年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区分	予 算 額				合 計	決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額					
第1款 水道事業 収 益	円 7,678,104,000	円 △54,821,000	円 -	円 7,623,283,000	円 7,660,087,332	円 36,804,332		
第1項 営業収益	7,013,182,000	△39,841,000	-	6,973,341,000	7,008,326,137	34,985,137	(うち、消費税及び地方消費税相当分 511,853,346円)	
第2項 営業外収益	664,920,000	△14,980,000	-	649,940,000	651,761,195	1,821,195	(" 1,958,370円)	
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000		

支 出

区分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	合 計				
第1款 水道事業 費 用	円 6,752, 134,000	円 △239, 734,000	円 -	円 -	円 -	6,512, 400,000	円 -	6,512, 400,000	円 6,208, 574,397	円 33, 894,000	円 269, 931,603
第1項 営業費用	6,182, 156,000	△267, 443,000	-	-	-	5,914, 713,000	-	5,914, 713,000	5,625, 642,452	33, 894,000	255, 176,548
第2項 営業外 費 用	565, 078,000	28,709,000	-	-	-	593, 787,000	-	593, 787,000	582, 678,203	-	11,108,797
第3項 特別損失	3,100,000	△1,000,000	-	-	-	2,100,000	-	2,100,000	253,742	-	1,846,258
第4項 予 備 費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に による繰越額に係 る財源充当額	継続費過 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 1,731,261,000	円 △88,508,000	円 1,642,753,000	円 -	円 -	円 -	円 1,642,753,000	円 1,599,293,030	円 △43,459,970
第1項 企 業 債	1,137,700,000	△62,400,000	1,075,300,000	-	-	1,075,300,000	1,010,700,000	△64,600,000	翌年度繰越額 64,600,000円
第2項 出 資 金	144,245,000	2,850,000	147,095,000	-	-	147,095,000	146,769,000	△326,000	
第3項 補 助 金	234,160,000	△52,277,000	181,883,000	-	-	181,883,000	162,887,000	△18,996,000	翌年度繰越額 18,996,000円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	1,000	134,000	135,000	-	-	135,000	135,000	0	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 10,000円)
第5項 負 担 金 及 び 寄 附 金	215,155,000	23,185,000	238,340,000	-	-	238,340,000	278,802,030	40,462,030	(" 18,148,000円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰 越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰 越額	合 計	
第1款 資本的支出	4,537, 円 025,000	△280, 円 638,000	円 一	4,256, 円 387,000	51, 円 031,000	円 一	4,307, 円 418,000	3,919, 円 531,316	221, 円 105,000	円 一	221, 円 105,000	166, 円 781,684
第1項 建設改良費	3,094, 円 019,000	△291, 円 920,000	—	2,802, 円 099,000	51, 円 031,000	—	2,853, 円 130,000	2,465, 円 247,444	221, 円 105,000	—	221, 円 105,000	166, 円 777,556
(うち、消費税及び 地方消費税相当分 171,725,863円)												
第2項 企業債償還金	1,443, 円 006,000	2,861,000	—	1,445, 円 867,000	—	—	1,445, 円 867,000	1,445, 円 862,911	—	—	—	4,089
第3項 国庫補助金返還金	—	8,421,000	—	8,421,000	—	—	8,421,000	8,420,961	—	—	—	39

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,320,238,286円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額153,039,146円、減債積立金668,576,543円及び過年度分損益勘定留保資金1,498,622,597円で補てんした。

平成29年度秋田市水道事業損益計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,240,768,028		
(2) 受 託 工 事 収 益	87,614,517		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>168,090,246</u>	6,496,472,791	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	959,383,928		
(2) 配 水 費	836,891,229		
(3) 給 水 費	297,981,807		
(4) 受 託 工 事 費	156,873,827		
(5) 業 務 費	331,146,090		
(6) 総 係 費	379,642,500		
(7) 減 億 償 却 費	2,436,483,706		
(8) 資 産 減 耗 費	<u>64,341,930</u>	5,462,745,017	
営 業 利 益			1,033,727,774
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,614,959		
(2) 他 会 計 補 助 金	31,988,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	575,866,953		
(4) 雜 収 益	<u>40,333,057</u>	649,802,969	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 費	390,999,611		
(2) 雜 支 出	<u>1,052,641</u>	392,052,252	257,750,717
経 常 利 益			1,291,478,491
5 特 别 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	198,801		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>50,880</u>	249,681	△ 249,681
当 年 度 純 利 益			1,291,228,810
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 變 動 額			668,576,543
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金			<u>1,959,805,353</u>

平成29年度秋田市水道事業剩余金計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

資本金	剩 余 金								資本合計
	資本剩余金				利益剩余金				
	受贈財産評価額	補助金	寄附金	その他の資本剩余金	資本剩余金合計	建設改良積立金	減債積立金	未処分利益剩余金	利益剩余金合計
前 年 度 末 残 高	19,761,093,921	円 5,057,189,267	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,666,788,421	円 763,433,418	円 2,079,089,943	円 2,842,523,361
前 年 度 処 分 額	740,513,400	—	—	—	—	—	670,000,000	668,576,543	△2,079,089,943 △740,513,400 0
秋田市水道事業等の設置に関する条例第5条による処分額	740,513,400	—	—	—	—	—	670,000,000	668,576,543	△2,079,089,943 △740,513,400 0
資本金への組入	740,513,400	—	—	—	—	—	—	—	△740,513,400 △740,513,400 0
減債積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	668,576,543	△668,576,543 0 0
建設改良積立金の積立	—	—	—	—	—	—	670,000,000	—	△670,000,000 0 0
処 分 後 残 高	20,501,607,321	円 5,057,189,267	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,666,788,421	円 1,433,433,418	668,576,543 (緑越利益剩余金) 0	2,102,009,961
当 年 度 変 動 額	146,769,000	1,328,226	—	—	—	1,328,226	—	△668,576,543	1,291,228,810
減債積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	668,576,543	0 0
受贈財産の受入	—	1,328,226	—	—	—	1,328,226	—	—	—
他会計繰入金の受入	146,769,000	—	—	—	—	—	—	—	—
当 年 度 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	1,291,228,810 1,291,228,810 1,291,228,810
当 年 度 末 残 高	20,648,376,321	円 5,058,517,493	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,668,116,647	円 1,433,433,418	0 (当年度純利益剩余金) 1,959,805,353	3,393,238,771 31,709,731,739

平成29年度秋田市水道事業剩余金処分計算書

	資 本 金	資本剩余金	未 処 分 利益剩余金
当 年 度 末 残 高	円 20,648,376,321	円 7,668,116,647	円 1,959,805,353
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	668,576,543	—	△1,959,805,353
資 本 金 へ の 組 入	668,576,543	—	△668,576,543
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	△645,228,810
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立	—	—	△646,000,000
処 分 後 残 高	21,316,952,864	7,668,116,647	(緑越利益剩余金) 0

平成29年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成30年3月31日)

	資 产 の 部		
	円	円	円
1 固 定 资 产			
(1) 有 形 固 定 资 产			
イ 土 地		2,031,348,006	
ロ 建 物	4,431,196,903		
減 値 償 却 累 計 額	△2,483,410,295	1,947,786,608	
ハ 構 築 物	94,469,804,636		

減価償却累計額	△41,166,096,188	53,303,708,448
二 機 械 及 び 装 置	14,349,041,404	
減価償却累計額	△12,037,313,395	2,311,728,009
木 車 両 運 搬 具	95,576,952	
減価償却累計額	△81,438,532	14,138,420
へ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	371,962,738	
減価償却累計額	△277,870,309	94,092,429
ト リ 一 ス 資 産	408,333	
減価償却累計額	△381,500	26,833
チ 建 設 仮 勘 定		91,141,637
有 形 固 定 資 產 合 計		59,793,970,390
(2) 無 形 固 定 資 產		
イ 電 話 加 入 権	5,504,600	
ロ ダ ム 使 用 権	2,176,474,654	
ハ 専 用 橋 利 用 権	73,894,485	
ニ 施 設 利 用 権	15,852,194	
無 形 固 定 資 產 合 計		2,271,725,933
(3) 投 資 そ の 他 の 資 產		
イ 出 資 金	4,800,000	
投 資 そ の 他 の 資 產 合 計		4,800,000
固 定 資 產 合 計		62,070,496,323
2 流 動 資 產		
(1) 現 金 ・ 預 金		11,501,712,801
(2) 未 収 金	953,824,722	
貸 倒 引 当 金	△45,913,332	907,911,390
(3) 貯 藏 品		74,406,134
(4) 前 払 金		57,110,000
流 動 資 產 合 計		12,541,140,325
資 產 合 計		74,611,636,648

		負 債 の 部	
		円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		22,871,000,382	
企 業 債 合 計			22,871,000,382
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金		1,223,676,671	
ロ 修 繕 引 当 金		978,113,517	
引 当 金 合 計			2,201,790,188
固 定 負 債 合 計			25,072,790,570
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,431,610,688	
企 業 債 合 計			1,431,610,688
(2) リ 一 ス 債 務			16,333
(3) 未 払 金			1,523,140,951
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金		55,927,866	
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		10,674,947	
引 当 金 合 計			66,602,813
(5) 預 り 金			184,434,701
(6) そ の 他 流 動 負 債			1,500,000
流 動 負 債 合 計			3,207,305,486

5 繰延収益							
長 期 前 受 金						16,880,058,648	
収 益 化 累 計 額						<u>△2,258,249,795</u>	
繰 延 収 益 合 計							<u>14,621,808,853</u>
負 債 合 計							<u>42,901,904,909</u>
資 本 の 部							
6 資 本 金							20,648,376,321
7 剰 余 金							
(1) 資 本 剰 余 金							
イ 受贈財産評価額						5,058,517,493	
ロ 補助金						295,420,304	
ハ 寄附金						2,297,129,954	
ニ そ の 他 資本剰余金						<u>17,048,896</u>	
資本剰余金合計							7,668,116,647
(2) 利 益 剰 余 金							
イ 建設改良積立金						1,433,433,418	
ロ 当年度未処分利益剰余金						<u>1,959,805,353</u>	
利益剰余金合計							3,393,238,771
剰 余 金 合 計							<u>11,061,355,418</u>
資 本 合 計							31,709,731,739
負 債 資 本 合 計							<u>74,611,636,648</u>

平成29年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額				合 計	決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計				
第1款 下水道事業 収 益	円 10,920,925,000	△104,109,000	円 -	円 10,816,816,000	円 10,835,366,692	円 18,550,692		
第1項 営業収益	7,565,836,000	△87,814,000	円 -	7,478,022,000	7,496,964,138	18,942,138	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 399,433,862円)	
第2項 営業外収益	3,355,087,000	△74,746,000	円 -	3,280,341,000	3,279,871,761	△469,239	(" 45,396円)	
第3項 特別利益	2,000	58,451,000	円 -	58,453,000	58,530,793	77,793	(" 9,701円)	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地 方 公 営 企 業 法 第 24条第3 項の規 定 によ る 支 出額	小 計	合 計				
第1款 下水道事業 費 用	円 10,023,170,000	△263,131,000	円 -	円 -	円 9,760,039,000	円 -	円 9,760,039,000	円 9,515,236,397	円 -	244,802,603	
第1項 営業費用	8,634,877,000	△231,776,000	円 -	円 -	8,403,101,000	円 -	8,403,101,000	8,230,197,753	円 -	172,903,247	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 193,035,997円)
第2項 営業外 費 用	1,384,242,000	△31,355,000	円 -	円 -	1,352,887,000	円 -	1,352,887,000	1,284,979,501	円 -	67,907,499	
第3項 特別損失	1,501,000	-	円 -	円 -	1,501,000	円 -	1,501,000	59,143	円 -	1,441,857	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 4,374円)
第4項 予 備 費	2,550,000	-	円 -	円 -	2,550,000	円 -	2,550,000	-	円 -	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費過 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 6,274,793,000	円 77,184,000	円 6,351,977,000	円 2,378,946,000	円 -	円 8,730,923,000	円 5,829,685,476	△2,901, 237,524	
第1項 企 業 債	4,022,900,000	△12,100,000	4,010,800,000	1,375,100,000	-	5,385,900,000	3,435,700,000	△1,950, 200,000	翌年度繰越額 1,389,700,000円
第2項 出 資 金	923,977,000	-	923,977,000	-	-	923,977,000	923,977,000	0	
第3項 補 助 金	1,197,200,000	159,500,000	1,356,700,000	1,003,846,000	-	2,360,546,000	1,425,278,128	△935,267,872	翌年度繰越額 935,237,000円
第4項 負 担 金	130,715,000	△70,216,000	60,499,000	-	-	60,499,000	44,730,348	△15,768,652	
第5項 固定資産 売却代金	1,000	-	1,000	-	-	1,000	-	△1,000	

支 出

区分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費過 次繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費過 次繰越額	合 計	
第1款 資本的支出	10,287, 円 949,000	115, 円 720,000	円 -	10,403, 円 669,000	2,560, 円 385,560	円 -	12,964, 円 054,560	10,245, 円 032,381	1,957, 円 486,000	746, 円 000,000	2,703, 円 486,000	15, 円 536,179
第1項 建 設 改 良 費	4,418, 960,000	93,799,000	-	4,512, 759,000	2,560, 385,560	-	7,073, 144,560	4,354, 126,161	1,957, 486,000	746, 000,000	2,703, 486,000	15, 532,399
第2項 企 業 債 償 返 金	5,868, 989,000	21,921,000	-	5,890, 910,000	-	-	5,890, 910,000	5,890, 906,220	-	-	-	3,780

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,415,346,905円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額197,327,993円、減債積立金1,009,911,254円、過年度分損益勘定留保資金929,417,910円及び当年度分損益勘定留保資金2,278,689,748円で補てんした。

平成29年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

		円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	5,003,307,276		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,094,013,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	210,000	7,097,530,276	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	370,367,670		
(2) ポ ン プ 場 費	281,760,708		
(3) 处 理 場 費	647,002,088		
(4) 流 域 下 水 道 費	984,049,350		
(5) 業 務 費	291,237,314		
(6) 総 係 費	208,968,303		
(7) 減 償 却 費	5,247,307,729		
(8) 資 産 減 耗 費	6,468,594	8,037,161,756	
営 業 損 失			939,631,480
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	495,152		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,320,445,000		

(3) 補 助 金	1,000,000			
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	1,955,747,471			
(5) 雜 収 益	2,138,843		3,279,826,466	
4 営 業 外 費 用				
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,174,915,275			
(2) 雜 支 出	100,943,732		1,275,859,007	2,003,967,459
経 常 利 益				1,064,335,979
5 特 別 利 益				
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	127,400			
(2) そ の 他 特 別 利 益	58,393,692		58,521,092	
6 特 別 損 失				
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	54,769		54,769	58,466,323
当 年 度 純 利 益				1,122,802,302
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金				0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 変 動 額				1,009,911,254
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金				2,132,713,556

平成29年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

資 本 金	剩 余 金								資本合計	
	資本剰余金					利 益 剰 余 金				
	受贈財産評価額	負 担 金	寄 附 金	補 助 金	資本剰余金合計	減 債 積 立 金	未 处 分 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
前 年 度 末 残 高	32,327, 179,394	2,115, 381,954	1,289, 373,539	21,327	1,215, 958,774	4,620, 735,594	— 2,119, 168,746	2,119, 168,746	39,067, 083,734	
前 年 度 処 分 額	1,109, 257,492	—	—	—	—	—	1,009, 911,254	△2,119, 168,746	△1,109, 257,492	
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	1,109, 257,492	—	—	—	—	—	1,009, 911,254	△2,119, 168,746	△1,109, 257,492	
資本金への組入	1,109, 257,492	—	—	—	—	—	—	△1,109, 257,492	△1,109, 257,492	
減債積立金の積立	—	—	—	—	—	—	1,009, 911,254	△1,009, 911,254	0	
処 分 後 残 高	33,436, 436,886	2,115, 381,954	1,289, 373,539	21,327	1,215, 958,774	4,620, 735,594	1,009, 911,254	(繰越利益剰余金) 0	1,009, 911,254	
当 年 度 变 動 額	923,977,000	7,015,533	—	—	—	7,015,533	△1,009, 911,254	2,132, 713,556	1,122, 802,302	
減債積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△1,009, 911,254	1,009, 911,254	0	
受贈財産の受入	—	7,015,533	—	—	—	7,015,533	—	—	7,015,533	
他会計繰入金の受入	923,977,000	—	—	—	—	—	—	—	923,977,000	
当 年 度 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	1,122, 802,302	1,122, 802,302	
当 年 度 末 残 高	34,360, 413,886	2,122, 397,487	1,289, 373,539	21,327	1,215, 958,774	4,627, 751,127	0 (当年度未処分利益剰余金) 2,132, 713,556	2,132, 713,556	41,120, 878,569	

平成29年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 处 分 利 益 剰 余 金
当 年 度 末 残 高	34,360,413,886	4,627,751,127	2,132,713,556
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	1,009,911,254	—	△2,132,713,556
資本金への組入	1,009,911,254	—	△1,009,911,254
減債積立金の積立	—	—	△1,122,802,302

処 分 後 残 高	35,370,325,140	4,627,751,127	(繰越利益剰余金) 0
-----------	----------------	---------------	----------------

平成29年度秋田市下水道事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

		資 産 の 部	円
		円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,716,654,627	
ロ 建 物	4,545,633,563		
減 価 償 却 累 計 額	△1,941,606,401	2,604,027,162	
ハ 構 築 物	199,058,042,870		
減 価 償 却 累 計 額	△56,579,768,046	142,478,274,824	
ニ 機 械 及 び 装 置	22,831,928,199		
減 価 償 却 累 計 額	△13,805,081,706	9,026,846,493	
ホ 車両運搬具	22,735,788		
減 価 償 却 累 計 額	△18,906,078	3,829,710	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	23,864,835		
減 価 償 却 累 計 額	△17,986,132	5,878,703	
ト 建 設 仮勘定		619,186,412	
有形固定資産合計		<u>157,454,697,931</u>	
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権	9,246,195,077		
ロ 電 話 加 入 権	<u>12,219,200</u>		
無形固定資産合計		<u>9,258,414,277</u>	
固 定 資 産 合 計			<u>166,713,112,208</u>
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 • 預 金		4,861,395,905	
(2) 未 収 金	706,591,453		
貸 倒 引 当 金	<u>△63,133,996</u>	643,457,457	
(3) 前 払 金		308,612,770	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>100,000</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>5,813,566,132</u>
資 産 合 計			<u>172,526,678,340</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金14,797,481円および分担金105,000円を予定している。

		負 債 の 部	円
		円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>64,904,926,223</u>	
企 業 債 合 計			<u>64,904,926,223</u>
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金		725,772,889	
ロ 修繕引当金		<u>1,016,774,000</u>	
引 当 金 合 計			<u>1,742,546,889</u>
固 定 負 債 合 計			<u>66,647,473,112</u>
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>5,621,931,820</u>	
企 業 債 合 計			<u>5,621,931,820</u>
(2) 未 払 金			1,884,339,533

(3) 引 当 金							
イ 賞 与 引 当 金				34,653,064			
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金				<u>6,640,332</u>			
引 当 金 合 計					41,293,396		
(4) そ の 他 流 動 負 債					<u>2,096,676</u>		
流 動 負 債 合 計						7,549,661,425	
5 繰 延 収 益							
長 期 前 受 金				65,035,106,788			
収 益 化 累 計 額				<u>△7,826,441,554</u>			
繰 延 収 益 合 計					57,208,665,234		
負 債 合 計					<u>131,405,799,771</u>		
			資 本 の 部				
6 資 本 金						34,360,413,886	
7 剰 余 金							
(1) 資 本 剰 余 金							
イ 受 贈 財 産 評 価 額				2,122,397,487			
ロ 負 担 金				1,289,373,539			
ハ 寄 附 金				21,327			
ニ 補 助 金				<u>1,215,958,774</u>			
資 本 剰 余 金 合 計					4,627,751,127		
(2) 利 益 剰 余 金							
イ 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金				<u>2,132,713,556</u>			
利 益 剰 余 金 合 計					<u>2,132,713,556</u>		
剰 余 金 合 計					6,760,464,683		
資 本 合 計					<u>41,120,878,569</u>		
負 債 資 本 合 計						172,526,678,340	

平成29年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地 方 公 営 企 業 法 第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事 業 収 益	円 752,439,000	円 △19,063,000	円 -	円 733,376,000	円 733,871,077	円 495,077	
第1項 営 業 収 益	134,594,000	1,192,000	-	135,786,000	136,506,735	720,735	(うち、消費税及び地方消費税相当分 10,022,862円)
第2項 営 業 外 収 益	617,844,000	△20,255,000	-	597,589,000	597,364,342	△224,658	
第3項 特 別 利 益	1,000	-	-	1,000	-	△1,000	
第2款 個別排水処理 事 業 収 益	33,591,000	△2,339,000	-	31,252,000	31,202,182	△49,818	
第1項 営 業 収 益	8,752,000	62,000	-	8,814,000	8,765,727	△48,273	(うち、消費税及び地方消費税相当分 647,895円)
第2項 営 業 外 収 益	24,837,000	△2,401,000	-	22,436,000	22,436,455	455	
第3項 特 別 利 益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	
合 計	786,030,000	△21,402,000	-	764,628,000	765,073,259	445,259	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 農業集落排水 事 業 費 用	751, 716,000	△18, 853,000	円 一	円 一	円 一	732, 863,000	円 一	732, 863,000	円 871,641	円 21,991,359	
第1項 営業費用	674, 679,000	△18, 505,000	—	—	—	656, 174,000	—	656, 174,000	634, 805,689	— 21,368,311	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 12,144,203円)
第2項 営業外 費 用	76,487,000	△529,000	—	—	—	75, 958,000	—	75, 958,000	75,885,826	— 72,174	
第3項 特別損失	50,000	181,000	—	—	—	231,000	—	231,000	180,126	— 50,874	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 8,242円)
第4項 予 備 費	500,000	—	—	—	—	500,000	—	500,000	—	— 500,000	
第2款 個別排水処理 事 業 費 用	34,177,000	△2,473,000	—	—	—	31, 704,000	—	31, 704,000	29,933,319	— 1,770,681	
第1項 営業費用	31,685,000	△2,181,000	—	—	—	29, 504,000	—	29, 504,000	27,836,729	— 1,667,271	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 997,664円)
第2項 営業外 費 用	2,390,000	△292,000	—	—	—	2,098,000	—	2,098,000	2,096,590	— 1,410	
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000	—	2,000	—	— 2,000	
第4項 予 備 費	100,000	—	—	—	—	100,000	—	100,000	—	— 100,000	
合 計	785, 893,000	△21, 326,000	—	—	—	764, 567,000	—	764, 567,000	740,804,960	— 23,762,040	

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に による繰越額に係 る財源充当額	継続費過 次繰越額に係 る財 源充當額	合 計			
第1款 農業集落排水 事 業 資本の収入	円 118,873,000	△6,980,000	円 111,893,000	円 一	円 一	円 111,893,000	円 111,893,000	円 0	
第1項 企 業 債	5,000,000	△1,400,000	3,600,000	—	—	3,600,000	3,600,000	0	
第2項 出 資 金	95,687,000	△4,180,000	91,507,000	—	—	91,507,000	91,507,000	0	
第3項 補 助 金	6,000,000	△1,400,000	4,600,000	—	—	4,600,000	4,600,000	0	
第4項 基 金 繰 入 金	12,186,000	—	12,186,000	—	—	12,186,000	12,186,000	0	
第2款 個別排水処理 事 業 資本の収入	25,808,000	△7,436,000	18,372,000	—	—	18,372,000	15,274,200	△3,097,800	
第1項 企 業 債	9,900,000	△2,100,000	7,800,000	—	—	7,800,000	4,900,000	△2,900,000	
第2項 出 資 金	11,945,000	△1,968,000	9,977,000	—	—	9,977,000	9,977,000	0	
第3項 補 助 金	2,976,000	△2,976,000	0	—	—	0	—	0	

第4項 負担金	987,000	△392,000	595,000	-	-	595,000	397,200	△197,800	
合計	144,681,000	△14,416,000	130,265,000	-	-	130,265,000	127,167,200	△3,097,800	

支出

区分	予算額							決算額	翌年度繰越額			備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額	合計	
第1款 農業集落排水事業資本の支出	329,円 271,000	△6,円 773,000	円- 498,000	322,円 498,000	円- -	円- -	322,円 498,000	320,円 722,371	円- -	円- -	円- 1,775,629	
第1項 建設改良費	33,118,000	△6,980,000	-	26,138,000	-	-	26,138,000	24,363,846	-	-	- 1,774,154	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,448,232円)
第2項 企業債償還金	296,141,000	170,000	-	296,311,000	-	-	296,311,000	296,309,525	-	-	- 1,475	
第3項 投資	12,000	37,000	-	49,000	-	-	49,000	49,000	-	-	- 0	
第2款 個別排水処理事業資本の支出	31,814,000	△7,454,000	-	24,360,000	-	-	24,360,000	20,912,684	-	-	- 3,447,316	
第1項 建設改良費	24,828,000	△7,546,000	-	17,282,000	-	-	17,282,000	13,835,675	-	-	- 3,446,325	(うち、消費税及び地方消費税相当分 399,824円)
第2項 企業債償還金	6,986,000	92,000	-	7,078,000	-	-	7,078,000	7,077,009	-	-	- 991	
合計	361,085,000	△14,227,000	-	346,858,000	-	-	346,858,000	341,635,055	-	-	- 5,222,945	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額214,467,855円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額1,477,893円、減債積立金32,377,039円及び過年度分損益勘定留保資金180,612,923円で補てんした。

平成29年度秋田市農業集落排水事業損益計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	125,549,873			
(2) 他会計負担金	934,000	126,483,873		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,453,780			
(2) 特定地域生活排水処理施設使用料	5,664,052	8,117,832	134,601,705	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管渠費	31,258,653			
(2) 処理場費	119,425,106			
(3) 業務費	4,393,955			
(4) 総係費	23,199,304			
(5) 減価償却費	442,379,434			
(6) 資産減耗費	2,005,034	622,661,486		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設	3,296,290			
(2) 清化槽費	79,630			
(3) 個別排水処理施設	3,330,289			
減価償却費				

(4) 特定地域生活排水処理施設 淨化槽費	10,019,354							
(5) 特定地域生活排水処理施設 業務費	327,434							
(6) 特定地域生活排水処理施設 減価償却費	9,786,068	<u>26,839,065</u>	<u>649,500,551</u>					
營業損失								514,898,846
5 農業集落排水事業営業外収益								
(1) 受取利息及び配当金	523,888							
(2) 他会計補助金	356,232,000							
(3) 長期前受金戻入	240,592,585							
(4) 雑収益	15,906	<u>597,364,379</u>						
6 個別排水処理事業営業外収益								
(1) 個別排水処理施設 他会計補助金	4,681,000							
(2) 個別排水処理施設 長期前受金戻入	276,104							
(3) 特定地域生活排水処理施設 他会計補助金	16,334,000							
(4) 特定地域生活排水処理施設 長期前受金戻入	<u>1,145,351</u>	<u>22,436,455</u>	<u>619,800,834</u>					
7 農業集落排水事業営業外費用								
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	69,442,726							
(2) 雜支出	<u>10,400,382</u>	<u>79,843,108</u>						
8 個別排水処理事業営業外費用								
(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	271,238							
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>1,825,352</u>	<u>2,096,590</u>	<u>81,939,698</u>	<u>537,861,136</u>				
経常利益								22,962,290
9 農業集落排水事業特別損失								
(1) 過年度損益修正損	<u>171,884</u>	<u>171,884</u>	<u>171,884</u>	<u>△171,884</u>				
当年度純利益								22,790,406
前年度繰越利益剰余金								0
その他の未処分利益剰余金変動額								<u>32,377,039</u>
当年度未処分利益剰余金								<u>55,167,445</u>

平成29年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

資本金	剩 余 金						資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金				
	負担金	補助金	資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
前年度末残高	円 2,640,463,487	円 3,560,414	円 219,083,940	円 222,644,354	円 -	円 74,057,692	円 74,057,692 2,937,165,533	
前年度処分額	41,680,653	-	-	-	32,377,039	△74,057,692	△41,680,653 0	
資本金への組入 <small>秋田市水道事業等の設置等に 關する条例第5条による 分 額</small>	41,680,653	-	-	-	32,377,039	△74,057,692	△41,680,653 0	
減債積立金の積立	-	-	-	-	32,377,039	△32,377,039	0 0	
処分後残高	2,682,144,140	3,560,414	219,083,940	222,644,354	32,377,039	(総利益剰余金) 0	32,377,039 2,937,165,533	
当年度変動額	101,484,000	-	-	-	△32,377,039	55,167,445	22,790,406 124,274,406	

減債積立金の取崩	-	-	-	-	△32,377,039	32,377,039	0	0
他会計繰入金の受入	101,484,000	-	-	-	-	-	-	101,484,000
当年度純利益	-	-	-	-	-	22,790,406	22,790,406	22,790,406
当年度末残高	2,783,628,140	3,560,414	219,083,940	222,644,354	0	(当年度未処分利益剰余金) 55,167,445	55,167,445	3,061,439,939

平成29年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 2,783,628,140	円 222,644,354	円 55,167,445
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	32,377,039	-	△55,167,445
資本金への組入	32,377,039	-	△32,377,039
減債積立金の積立	-	-	△22,790,406
処分後残高	2,816,005,179	222,644,354	(繰越利益剰余金) 0

平成29年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

	資産の部	円	円
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地	112,061,783		
ロ 建物	2,187,191,808		
減価償却累計額	△503,647,432	1,683,544,376	
ハ 構築物	11,141,532,954		
減価償却累計額	△2,291,298,910	8,850,234,044	
ニ 機械及び装置	2,598,512,751		
減価償却累計額	△1,753,078,955	845,433,796	
木建設仮勘定		16,819,346	
有形固定資産合計		11,508,093,345	
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権	4,176,000		
無形固定資産合計		4,176,000	
(3) 投資その他の資産			
イ 基金	23,194,000		
投資その他の資産合計		23,194,000	
固定資産合計			11,535,463,345
2 流動資産			
(1) 現金・預金		621,595,974	
(2) 未収金 貸倒引当金	37,948,037 △1,051,071	36,896,966	
流動資産合計		658,492,940	
資産合計		12,193,956,285	

		負 債 の 部	
		円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>3,437,933,578</u>	
企 業 債 合 計			<u>3,437,933,578</u>
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金		40,911,785	
ロ 修繕引当金		<u>16,000,000</u>	
引 当 金 合 計			<u>56,911,785</u>
固 定 負 債 合 計			<u>3,494,845,363</u>
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>303,237,404</u>	
企 業 債 合 計			<u>303,237,404</u>
(2) 未 払 金			34,700,688
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金		2,296,856	
ロ 法定福利費引当金		<u>441,836</u>	
引 当 金 合 計			<u>2,738,692</u>
(4) そ の 他 流 動 負 債			<u>381,500</u>
流 動 負 債 合 計			<u>341,058,284</u>
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		6,385,977,606	
収 益 化 累 計 額		<u>△1,089,364,907</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>5,296,612,699</u>
負 債 合 計			<u>9,132,516,346</u>
		資 本 の 部	
6 資 本 金			
7 剰 余 金			2,783,628,140
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 負 担 金		3,560,414	
ロ 補 助 金		<u>219,083,940</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			<u>222,644,354</u>
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処分利益剰余金		<u>55,167,445</u>	
利 益 剰 余 金 合 計			<u>55,167,445</u>
剩 余 金 合 計			<u>277,811,799</u>
資 本 合 計			<u>3,061,439,939</u>
負 債 資 本 合 計			<u>12,193,956,285</u>

秋田市告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

平成30年10月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 凜	ケアセン ターリン 北部	秋田市将軍 野堰越4番 20号	平成30年 10月1日	訪問介護
株式会社 ミライク ス	イープラ ス	秋田市横森 一丁目20番 20号	平成30年 10月1日	地域密着型 通所介護
池田ライ フサポー ト&シス テム株式 会社	「わかば」 訪問看護 ステーショ ンあらや	秋田市新屋 扇町9番27 号	平成30年 10月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護

のとやメ ディカル サービス 有限会社	のとやメ ディカル	秋田市泉東 町8番59号	平成30年 10月1日	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、特定介 護予防福祉 用具販売
------------------------------	--------------	-----------------	----------------	---

秋田市告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成30年10月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
有限会社 優介護	イープラ ス	秋田市横森 一丁目20番 20号	平成30年 9月30日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第292号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

平成30年10月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田ふるさと市民賞第5号 永 原 和可那

平成30年8月5日、中国の南京で開催された、バドミントンの世界選手権女子ダブルスにおいて、優勝という輝かしい成績を収めた。

こうした活躍は、市民に大きな喜びと感動を与えたほか、各種報道等により、活動拠点である本市の名声を大いに高めたものである。

秋田ふるさと市民賞第6号 松 本 麻 佑

平成30年8月5日、中国の南京で開催された、バドミントンの世界選手権女子ダブルスにおいて、優勝という輝かしい成績を収めた。

こうした活躍は、市民に大きな喜びと感動を与えたほか、各種報道等により、活動拠点である本市の名声を大いに高めたものである。

秋田市告示第293号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年10月5日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第294号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年10月5日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第295号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年10月5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成30年9月2日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間

午前10時から午後7時まで

イ 場所

秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成30年10月19日から平成31年4月19日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有权の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

平成30年10月5日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
36	調剤薬局 ほっと	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	株式会社東邦ドラッジスト 代表取締役 地葉新司	平成30年9月30日

秋田市告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

平成30年10月5日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日

182	クオール葉局秋田飯島店	秋田市飯島字堀川83番地1	クオール株式会社 代表取締役 中村敬	平成30年9月30日
-----	-------------	---------------	--------------------------	------------

秋田市告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年10月5日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
221	クオール葉局秋田飯島店	秋田市飯島字堀川83番地1	クオール株式会社 代表取締役 荒木勲	平成30年10月1日

秋田市告示第299号

平成30年10月10日の「平成30年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年10月10日

秋田市長 穂 積 志

歳 入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 市 税		43,386,988,000	45,830,654,531	43,631,565,392	146,099,855	2,055,407,899	244,577,392
	1 市 民 税	19,526,957,000	20,199,193,118	19,551,509,387	50,134,139	599,207,154	24,552,387
	2 固定資産税	19,545,708,000	21,248,099,786	19,765,333,760	92,536,565	1,390,954,561	219,625,760
	3 軽自動車税	682,047,000	722,192,177	684,571,422	3,429,151	34,227,557	2,524,422
	4 市たばこ税	2,103,263,000	2,095,316,648	2,095,316,648	0	0	△7,946,352
	5 鉱 産 税	6,178,000	6,254,600	6,254,600	0	0	76,600
	6 入 湯 税	32,693,000	32,392,275	32,392,275	0	0	△300,725
	7 事 業 所 税	1,490,142,000	1,527,205,927	1,496,187,300	0	31,018,627	6,045,300
2 地方譲与税		955,474,000	965,940,945	965,940,945	0	0	10,466,945
	1 地方揮発油譲与税	259,665,000	256,463,000	256,463,000	0	0	△3,202,000

2 自動車重量 譲与税	616,684,000	628,618,000	628,618,000	0	0	11,934,000
3 地方道路 譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 特別とん 譲与税	27,941,000	26,953,945	26,953,945	0	0	△987,055
5 航空機燃料 譲与税	51,183,000	53,906,000	53,906,000	0	0	2,723,000
3 利子割交付金	80,488,000	78,390,000	78,390,000	0	0	△2,098,000
1 利子割 交付金	80,488,000	78,390,000	78,390,000	0	0	△2,098,000
4 配当割交付金	105,879,000	103,865,000	103,865,000	0	0	△2,014,000
1 配当割 交付金	105,879,000	103,865,000	103,865,000	0	0	△2,014,000
5 株式等譲渡所得割交付金	92,646,000	97,293,000	97,293,000	0	0	4,647,000
1 株式等 譲渡所得割 交付金	92,646,000	97,293,000	97,293,000	0	0	4,647,000
6 地方消費税交付金	6,247,700,000	6,247,913,000	6,247,913,000	0	0	213,000
1 地方消費税 交付金	6,247,700,000	6,247,913,000	6,247,913,000	0	0	213,000
7 ゴルフ場利用税交付金	62,063,000	56,832,265	56,832,265	0	0	△5,230,735
1 ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	62,063,000	56,832,265	56,832,265	0	0	△5,230,735
8 自動車取得税交付金	160,982,000	175,615,000	175,615,000	0	0	14,633,000
1 自動車取得税 交 付 金	160,982,000	175,615,000	175,615,000	0	0	14,633,000
9 国有提供施設等所在市助成 交付金	4,615,000	4,615,000	4,615,000	0	0	0
1 国有提供施設等 所在市助成 交 付 金	4,615,000	4,615,000	4,615,000	0	0	0
10 地方特例交付金	209,144,000	207,745,000	207,745,000	0	0	△1,399,000
1 地方特例 交 付 金	209,144,000	207,745,000	207,745,000	0	0	△1,399,000
11 地方交付税	20,679,730,000	20,935,444,000	20,935,444,000	0	0	255,714,000
1 地方交付税	20,679,730,000	20,935,444,000	20,935,444,000	0	0	255,714,000
12 交通安全対策特別交付金	83,000,000	67,186,000	67,186,000	0	0	△15,814,000
1 交通安全対策 特別交付金	83,000,000	67,186,000	67,186,000	0	0	△15,814,000
13 分担金及び負担金	1,273,545,000	1,351,076,036	1,272,765,049	2,698,760	75,612,227	△779,951
1 負 担 金	1,272,075,000	1,349,233,127	1,270,922,140	2,698,760	75,612,227	△1,152,860
2 分 担 金	1,470,000	1,842,909	1,842,909	0	0	372,909

14 使用料及び手数料	2,412,421,000	2,499,857,392	2,361,284,076	0	138,573,316	△51,136,924
1 使用料	1,136,937,000	1,254,654,807	1,116,088,991	0	138,565,816	△20,848,009
2 手数料	1,275,484,000	1,245,202,585	1,245,195,085	0	7,500	△30,288,915
15 国庫支出金	23,222,427,000	22,906,551,883	21,522,311,883	0	1,384,240,000	△1, 700,115,117
1 国庫負担金	17,492,622,000	17,428,307,801	16,945,752,801	0	482,555,000	△546,869,199
2 国庫補助金	5,647,116,000	5,402,476,962	4,500,791,962	0	901,685,000	△1, 146,324,038
3 委託金	82,689,000	75,767,120	75,767,120	0	0	△6,921,880
16 県支出金	10,873,475,000	10,120,281,473	9,179,762,182	0	940,519,291	△1, 693,712,818
1 県負担金	5,410,655,000	5,375,444,659	5,375,444,659	0	0	△35,210,341
2 県補助金	4,857,476,000	4,130,551,072	3,190,031,781	0	940,519,291	△1, 667,444,219
3 委託金	605,344,000	614,285,742	614,285,742	0	0	8,941,742
17 財産収入	290,687,000	344,179,474	342,034,028	0	2,145,446	51,347,028
1 財産運用収入	178,221,000	180,805,200	178,659,754	0	2,145,446	438,754
2 財産売払収入	112,466,000	163,374,274	163,374,274	0	0	50,908,274
18 寄附金	251,278,000	151,570,645	151,570,645	0	0	△99,707,355
1 寄附金	251,278,000	151,570,645	151,570,645	0	0	△99,707,355
19 繰入金	5,508,347,000	4,961,750,169	4,961,750,169	0	0	△546,596,831
1 特別会計繰入金	257,343,000	259,588,169	259,588,169	0	0	2,245,169
2 基金繰入金	5,251,004,000	4,702,162,000	4,702,162,000	0	0	△548,842,000
20 繰越金	1,648,333,000	1,648,333,388	1,648,333,388	0	0	388
1 繰越金	1,648,333,000	1,648,333,388	1,648,333,388	0	0	388
21 諸収入	7,731,689,000	7,611,942,569	7,446,083,956	13,874,909	152,033,566	△285,605,044
1 延滞金、 加算金及び 過料	34,001,000	93,544,030	93,593,892	0	0	59,592,892
2 市預金利子	13,000	213,438	213,438	0	0	200,438
3 貸付金 元利収入	6,363,953,000	6,096,214,949	6,088,821,300	797,000	6,596,649	△275,131,700
4 受託事業 収入	6,497,000	6,415,316	6,415,316	0	0	△81,684
5 雜入	1,327,225,000	1,415,554,836	1,257,040,010	13,077,909	145,436,917	△70,184,990

22 市 債	14,863,000,000	11,753,900,000	11,753,900,000	0	0	△3, 109,100,000
1 市 債	14,863,000,000	11,753,900,000	11,753,900,000	0	0	△3, 109,100,000
歳 入 合 計	140,143,911,000	138,120,936,770	133,212,199,978	162,673,524	4,748,531,745	△6, 931,711,022

歳 出

(単位:円)

款 項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 との 比 較
1 議 会 費	721,840,000	719,307,985	0	2,532,015	2,532,015
1 議 会 費	721,840,000	719,307,985	0	2,532,015	2,532,015
2 総 務 費	19,500,594,000	18,866,167,632	249,002,000	385,424,368	634,426,368
1 総務管理費	17,311,124,000	16,832,396,407	158,126,000	320,601,593	478,727,593
2 徴 税 費	1,255,269,000	1,241,974,316	0	13,294,684	13,294,684
3 戸 稽 住 民 基本台帳費	587,355,000	452,244,064	90,876,000	44,234,936	135,110,936
4 選 挙 費	214,998,000	214,639,428	0	358,572	358,572
5 統計調査費	46,023,000	43,380,862	0	2,642,138	2,642,138
6 監査委員費	85,825,000	81,532,555	0	4,292,445	4,292,445
3 民 生 費	50,280,577,000	48,952,208,176	159,103,000	1,169,265,824	1,328,368,824
1 社会福祉費	23,388,432,000	22,669,079,623	159,103,000	560,249,377	719,352,377
2 児童福祉費	17,405,338,000	17,011,169,684	0	394,168,316	394,168,316
3 生活保護費	9,431,104,000	9,220,672,025	0	210,431,975	210,431,975
4 国民年金費	45,753,000	42,186,844	0	3,566,156	3,566,156
5 災害救助費	9,950,000	9,100,000	0	850,000	850,000
4 衛 生 費	8,543,974,000	8,363,491,371	8,125,000	172,357,629	180,482,629
1 環境衛生費	569,769,000	544,603,803	8,125,000	17,040,197	25,165,197
2 保 健 所 費	1,612,863,000	1,553,990,450	0	58,872,550	58,872,550
3 清 掃 費	3,860,485,000	3,799,996,936	0	60,488,064	60,488,064
4 病 院 費	1,442,921,000	1,442,679,921	0	241,079	241,079
5 上 水 道 費	179,083,000	178,757,000	0	326,000	326,000
6 食 肉 衛 生 検 査 所 費	163,834,000	162,248,610	0	1,585,390	1,585,390

7 母子衛生費	715,019,000	681,214,651	0	33,804,349	33,804,349
5 労 働 費	491,961,000	483,034,944	0	8,926,056	8,926,056
1 労 働 諸 費	491,961,000	483,034,944	0	8,926,056	8,926,056
6 農林水産業費	3,986,854,000	3,165,886,093	350,074,000	470,893,907	820,967,907
1 農 業 費	3,212,639,000	2,447,268,186	305,324,000	460,046,814	765,370,814
2 農業集落 排 水 費	479,665,000	479,665,000	0	0	0
3 林 業 費	294,550,000	238,952,907	44,750,000	10,847,093	55,597,093
7 商 工 費	7,085,474,000	6,969,619,506	0	115,854,494	115,854,494
1 商 工 費	7,085,474,000	6,969,619,506	0	115,854,494	115,854,494
8 土 木 費	16,911,532,000	14,314,018,960	2,030,900,000	566,613,040	2,597,513,040
1 土木管理費	322,259,000	309,167,083	10,283,000	2,808,917	13,091,917
2 道 路 橋 り ょ う 費	6,352,274,000	4,957,364,175	984,415,000	410,494,825	1,394,909,825
3 河 川 費	272,480,000	197,505,212	36,000,000	38,974,788	74,974,788
4 港 湾 費	142,057,000	140,363,976	0	1,693,024	1,693,024
5 都市計画費	4,460,038,000	3,382,073,573	1,000,202,000	77,762,427	1,077,964,427
6 下 水 道 費	4,338,435,000	4,338,435,000	0	0	0
7 住 宅 費	1,023,989,000	989,109,941	0	34,879,059	34,879,059
9 消 防 費	3,807,862,000	3,800,104,366	0	7,757,634	7,757,634
1 消 防 費	3,807,862,000	3,800,104,366	0	7,757,634	7,757,634
10 教 育 費	12,772,389,000	11,008,930,685	1,339,947,000	423,511,315	1,763,458,315
1 教育総務費	1,465,405,000	1,399,669,628	0	65,735,372	65,735,372
2 小 学 校 費	3,816,615,000	3,311,040,584	309,647,000	195,927,416	505,574,416
3 中 学 校 費	1,638,979,000	1,554,564,813	27,994,000	56,420,187	84,414,187
4 高等学校費	983,077,000	963,426,104	0	19,650,896	19,650,896
5 幼 稚 園 費	262,405,000	247,915,161	0	14,489,839	14,489,839
6 社会教育費	1,758,148,000	1,713,102,032	0	45,045,968	45,045,968
7 保健体育費	1,602,584,000	584,230,938	1,002,306,000	16,047,062	1,018,353,062

	8 専修学校費	140,664,000	138,274,985	0	2,389,015	2,389,015
	9 大 学 費	1,104,512,000	1,096,706,440	0	7,805,560	7,805,560
11 災害復旧費		2,236,090,000	643,373,422	1,106,495,000	486,221,578	1,592,716,578
	1 農林水産施設 災害復旧費	1,320,987,000	315,000,406	629,919,000	376,067,594	1,005,986,594
	2 公共土木施設 災害復旧費	879,301,000	315,141,936	456,576,000	107,583,064	564,159,064
	3 教育施設 災害復旧費	35,802,000	13,231,080	20,000,000	2,570,920	22,570,920
12 公 債 費		13,718,541,000	13,690,833,707	0	27,707,293	27,707,293
	1 公 債 費	13,718,541,000	13,690,833,707	0	27,707,293	27,707,293
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雜 支 出	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予 備 費		86,222,000	0	0	86,222,000	86,222,000
	1 予 備 費	86,222,000	0	0	86,222,000	86,222,000
歳 出 合 計		140,143,911,000	130,976,976,847	5,243,646,000	3,923,288,153	9,166,934,153

歳入歳出差引残額 2,235,223,131円

平成29年度土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国庫支出金		1,337,474,000	1,360,725,000	779,190,000	0	581,535,000	△558,284,000
	1 国庫補助金	1,337,474,000	1,360,725,000	779,190,000	0	581,535,000	△558,284,000
2 財産収入		474,000	3,834,674	3,799,674	0	35,000	3,325,674
	1 財産売払 収入	474,000	3,834,674	3,799,674	0	35,000	3,325,674
3 繰入金		1,413,172,000	1,355,876,494	834,089,494	0	521,787,000	△579,082,506
	1 一般会計 繰入金	1,413,172,000	1,355,876,494	834,089,494	0	521,787,000	△579,082,506
4 繰越金		34,069,000	92,198,150	92,198,150	0	0	58,129,150
	1 繰越金	34,069,000	92,198,150	92,198,150	0	0	58,129,150
歳 入 合 計		2,785,189,000	2,812,634,318	1,709,277,318	0	1,103,357,000	△1,075, 911,682

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 事 業 費		2,782,689,000	1,606,809,569	1,098,128,000	77,751,431	1,175,879,431
	1 土 地 区 画 整 理 費	2,782,689,000	1,606,809,569	1,098,128,000	77,751,431	1,175,879,431
2 公 債 費		1,500,000	34,593	0	1,465,407	1,465,407
	1 公 債 費	1,500,000	34,593	0	1,465,407	1,465,407
3 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		2,785,189,000	1,606,844,162	1,098,128,000	80,216,838	1,178,344,838

歳入歳出差引残額 102,433,156円

平成29年度市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 济 額	予算現額と 収 入 済 額 との比較
1 県 支 出 金		3,899,000	2,905,714	2,905,714	0	0	△993,286
	1 県 補 助 金	3,899,000	2,905,714	2,905,714	0	0	△993,286
2 財 産 収 入		2,860,000	3,496,630	3,496,630	0	0	636,630
	1 財 産 運 用 収 入	1,890,000	1,029,743	1,029,743	0	0	△860,257
	2 財 産 売 払 入	949,000	2,121,771	2,121,771	0	0	1,172,771
	3 分 収 林 収 入	21,000	345,116	345,116	0	0	324,116
3 繰 入 金		123,386,000	123,386,000	123,386,000	0	0	0
	1 一 般 会 計 繰 入 金	123,386,000	123,386,000	123,386,000	0	0	0
4 繰 越 金		7,777,000	11,577,053	11,577,053	0	0	3,800,053
	1 繰 越 金	7,777,000	11,577,053	11,577,053	0	0	3,800,053
5 諸 収 入		191,000	272,657	272,657	0	0	81,657
	1 雜 入	191,000	272,657	272,657	0	0	81,657
6 市 債		8,600,000	4,900,000	4,900,000	0	0	△3,700,000
	1 市 債	8,600,000	4,900,000	4,900,000	0	0	△3,700,000
歳 入 合 計		146,713,000	146,538,054	146,538,054	0	0	△174,946

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		25,597,000	24,656,174	0	940,826	940,826
	1 総務管理費	25,597,000	24,656,174	0	940,826	940,826
2 事業費		27,466,000	19,953,595	0	7,512,405	7,512,405
	1 造林事業費	27,466,000	19,953,595	0	7,512,405	7,512,405
3 公債費		92,301,000	92,069,339	0	231,661	231,661
	1 公債費	92,301,000	92,069,339	0	231,661	231,661
4 諸支出金		1,149,000	1,078,912	0	70,088	70,088
	1 分収交付金	1,149,000	1,078,912	0	70,088	70,088
5 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳出合計		146,713,000	137,758,020	0	8,954,980	8,954,980

歳入歳出差引残額 8,780,034円

平成29年度市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		62,785,000	62,639,241	62,611,057	2,472	25,712	△173,943
	1 使用料	42,548,000	42,265,440	42,265,440	0	0	△282,560
	2 手数料	20,237,000	20,373,801	20,345,617	2,472	25,712	108,617
2 繰越金		4,532,000	4,352,181	4,352,181	0	0	△179,819
	1 繰越金	4,532,000	4,352,181	4,352,181	0	0	△179,819
3 諸収入		46,000	316,978	316,978	0	0	270,978
	1 雜入	46,000	316,978	316,978	0	0	270,978
4 繰入金		37,748,000	36,514,880	36,514,880	0	0	△1,233,120
	1 一般会計 繰入金	37,748,000	36,514,880	36,514,880	0	0	△1,233,120
歳入合計		105,111,000	103,823,280	103,795,096	2,472	25,712	△1,315,904

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		67,235,000	62,049,381	0	5,185,619	5,185,619
	1 総務管理費	57,847,000	52,661,381	0	5,185,619	5,185,619
	2 一般会計 繰出金	9,388,000	9,388,000	0	0	0
2 公債費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公債費	100,000	0	0	100,000	100,000
3 予備費		0	0	0	0	0
	1 予備費	0	0	0	0	0
4 事業費		37,776,000	36,542,880	0	1,233,120	1,233,120
	1 事業費	37,776,000	36,542,880	0	1,233,120	1,233,120
歳出合計		105,111,000	98,592,261	0	6,518,739	6,518,739

歳入歳出差引残額 5,202,835円

平成29年度中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		19,626,000	19,220,628	19,220,628	0	0	△405,372
	1 使用料	19,626,000	19,220,628	19,220,628	0	0	△405,372
2 繰入金		27,152,000	26,776,000	26,776,000	0	0	△376,000
	1 一般会計 繰入金	27,152,000	26,776,000	26,776,000	0	0	△376,000
3 繰越金		1,000,000	1,186,766	1,186,766	0	0	186,766
	1 繰越金	1,000,000	1,186,766	1,186,766	0	0	186,766
4 諸収入		20,713,000	20,271,731	20,266,331	0	5,400	△446,669
	1 貸付金 元利収入	16,004,000	16,001,582	16,001,582	0	0	△2,418
	2 雜入	4,709,000	4,270,149	4,264,749	0	5,400	△444,251
歳入合計		68,491,000	67,455,125	67,449,725	0	5,400	△1,041,275

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		65,815,000	64,045,789	0	1,769,211	1,769,211
	1 総務管理費	65,815,000	64,045,789	0	1,769,211	1,769,211
2 公債費		2,576,000	2,377,177	0	198,823	198,823
	1 公債費	2,576,000	2,377,177	0	198,823	198,823
3 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳出合計		68,491,000	66,422,966	0	2,068,034	2,068,034

歳入歳出差引残額 1,026,759円

平成29年度公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		149,146,000	148,061,873	148,061,873	0	0	△1,084,127
	1 使用料	149,145,000	148,055,573	148,055,573	0	0	△1,089,427
	2 手数料	1,000	6,300	6,300	0	0	5,300
2 財産収入		784,000	775,601	775,601	0	0	△8,399
	1 財産運用 収入	784,000	775,601	775,601	0	0	△8,399
3 繰入金		100,063,000	87,811,000	87,811,000	0	0	△12,252,000
	1 一般会計 繰入金	100,063,000	87,811,000	87,811,000	0	0	△12,252,000
4 繰越金		2,000,000	3,458,547	3,458,547	0	0	1,458,547
	1 繰越金	2,000,000	3,458,547	3,458,547	0	0	1,458,547
5 諸収入		169,749,000	162,793,667	162,573,637	0	220,030	△7,175,363
	1 貸付金 元利収入	64,016,000	64,006,330	64,006,330	0	0	△9,670
	2 雜入	105,733,000	98,787,337	98,567,307	0	220,030	△7,165,693
歳入合計		421,742,000	402,900,688	402,680,658	0	220,030	△19,061,342

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		306,156,000	294,346,154	0	11,809,846	11,809,846
	1 総務管理費	306,156,000	294,346,154	0	11,809,846	11,809,846
2 事業費		33,700,000	25,139,160	0	8,560,840	8,560,840
	1 地方卸売市場 施設整備費	33,700,000	25,139,160	0	8,560,840	8,560,840
3 公債費		81,486,000	81,194,756	0	291,244	291,244
	1 公債費	81,486,000	81,194,756	0	291,244	291,244
4 予備費		400,000	0	0	400,000	400,000
	1 予備費	400,000	0	0	400,000	400,000
歳出合計		421,742,000	400,680,070	0	21,061,930	21,061,930

歳入歳出差引残額 2,000,588円

平成29年度大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		87,764,000	85,506,556	85,506,556	0	0	△2,257,444
	1 使用料	87,764,000	85,506,556	85,506,556	0	0	△2,257,444
2 財産収入		4,352,000	4,352,276	4,352,276	0	0	276
	1 財産運用 収入	4,352,000	4,352,276	4,352,276	0	0	276
3 寄附金		300,000	237,816	237,816	0	0	△62,184
	1 寄附金	300,000	237,816	237,816	0	0	△62,184
4 繰入金		472,951,000	446,151,000	446,151,000	0	0	△26,800,000
	1 一般会計 繰入金	472,951,000	446,151,000	446,151,000	0	0	△26,800,000
5 繰越金		1,000	1,237	1,237	0	0	237
	1 繰越金	1,000	1,237	1,237	0	0	237
6 諸収入		17,007,000	16,263,203	16,263,203	0	0	△743,797
	1 雜入	17,007,000	16,263,203	16,263,203	0	0	△743,797
歳入合計		582,375,000	552,512,088	552,512,088	0	0	△29,862,912

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		445,609,000	423,967,234	0	21,641,766	21,641,766
	1 総務管理費	445,609,000	423,967,234	0	21,641,766	21,641,766
2 事業費		88,870,000	80,942,177	0	7,927,823	7,927,823
	1 動物園施設整備費	88,870,000	80,942,177	0	7,927,823	7,927,823
3 公債費		47,796,000	47,600,833	0	195,167	195,167
	1 公債費	47,796,000	47,600,833	0	195,167	195,167
4 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳出合計		582,375,000	552,510,244	0	29,864,756	29,864,756

歳入歳出差引残額 1,844円

平成29年度廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 発電収入		269,925,000	266,984,707	266,984,707	0	0	△2,940,293
	1 発電収入	269,925,000	266,984,707	266,984,707	0	0	△2,940,293
2 繰越金		1,000	1,038	1,038	0	0	38
	1 繰越金	1,000	1,038	1,038	0	0	38
3 諸収入		0	133,300	133,300	0	0	133,300
	1 雜入	0	133,300	133,300	0	0	133,300
4 使用料及び手数料		0	600	600	0	0	600
	1 手数料	0	600	600	0	0	600
歳入合計		269,926,000	267,119,645	267,119,645	0	0	△2,806,355

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		52,487,000	52,486,200	0	800	800

1 総務管理費	52,487,000	52,486,200	0	800	800
2 繰 出 金	217,239,000	214,632,000	0	2,607,000	2,607,000
1 一般会計 繰 出 金	217,239,000	214,632,000	0	2,607,000	2,607,000
3 公 債 費	200,000	0	0	200,000	200,000
1 公 債 費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計	269,926,000	267,118,200	0	2,807,800	2,807,800

歳入歳出差引残額 1,445円

平成29年度病院事業債管理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 分担金及び負担金		305,518,000	305,516,936	305,516,936	0	0	△1,064
	1 負 担 金	305,518,800	305,516,936	305,516,936	0	0	△1,064
2 諸 収 入		400,974,000	400,879,739	400,879,739	0	0	△94,261
	1 貸 付 金 元利収入	400,974,000	400,879,739	400,879,739	0	0	△94,261
3 市 債		165,600,000	139,700,000	139,700,000	0	0	△25,900,000
	1 市 債	165,600,000	139,700,000	139,700,000	0	0	△25,900,000
歳 入 合 計		872,092,000	846,096,675	846,096,675	0	0	△25,995,325

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 市立秋田総合病院貸付金		165,600,000	139,700,000	0	25,900,000	25,900,000
	1 市立秋田 総合病院 貸付金	165,600,000	139,700,000	0	25,900,000	25,900,000
2 公 債 費		706,492,000	706,396,675	0	95,325	95,325
	1 公 債 費	706,492,000	706,396,675	0	95,325	95,325
歳 出 合 計		872,092,000	846,096,675	0	25,995,325	25,995,325

歳入歳出差引残額 0円

平成29年度学校給食費会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 給食費収入		1,296,605,000	1,223,142,421	1,222,817,241	0	325,180	△73,787,759
	1 給食費収入	1,296,605,000	1,223,142,421	1,222,817,241	0	325,180	△73,787,759
2 繰入金		51,444,000	46,322,169	46,322,169	0	0	△5,121,831
	1 一般会計 繰入金	51,444,000	46,322,169	46,322,169	0	0	△5,121,831
3 諸収入		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 雜入	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		1,348,050,000	1,269,464,590	1,269,139,410	0	325,180	△78,910,590

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		1,346,050,000	1,268,645,149	0	77,404,851	77,404,851
	1 総務管理費	1,346,050,000	1,268,645,149	0	77,404,851	77,404,851
2 公債費		500,000	38,797	0	461,203	461,203
	1 公債費	500,000	38,797	0	461,203	461,203
3 予備費		1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000
	1 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000
歳出合計		1,348,050,000	1,268,683,946	0	79,366,054	79,366,054

歳入歳出差引残額 455,464円

平成29年度国民健康保険事業会計（事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国民健康保険税		5,107,031,000	8,221,411,492	5,184,610,224	285,538,638	2,754,172,330	77,579,224
	1 国民健康 保 険 税	5,107,031,000	8,221,411,492	5,184,610,224	285,538,638	2,754,172,330	77,579,224
2 使用料及び手数料		1,000	4,500	4,500	0	0	3,500
	1 手 数 料	1,000	4,500	4,500	0	0	3,500

3 国庫支出金	6,868,542,000	7,345,015,528	7,345,015,528	0	0	476,473,528
1 国庫負担金	4,807,348,000	5,151,118,528	5,151,118,528	0	0	343,770,528
2 国庫補助金	2,061,194,000	2,193,897,000	2,193,897,000	0	0	132,703,000
4 療養給付費交付金	277,364,000	275,214,913	275,214,913	0	0	△2,149,087
1 療養給付費 交 付 金	277,364,000	275,214,913	275,214,913	0	0	△2,149,087
5 前期高齢者交付金	10,832,164,000	10,832,164,484	10,832,164,484	0	0	484
1 前期高齢者 交 付 金	10,832,164,000	10,832,164,484	10,832,164,484	0	0	484
6 県支出金	1,622,278,000	1,648,526,956	1,648,526,956	0	0	26,248,956
1 県負担金	348,626,000	334,139,956	334,139,956	0	0	△14,486,044
2 県補助金	1,273,652,000	1,314,387,000	1,314,387,000	0	0	40,735,000
7 共同事業交付金	7,958,379,000	7,907,391,405	7,907,391,405	0	0	△50,987,595
1 共同事業 交 付 金	7,958,379,000	7,907,391,405	7,907,391,405	0	0	△50,987,595
8 財産収入	133,000	132,020	132,020	0	0	△980
1 財産運用 収 入	133,000	132,020	132,020	0	0	△980
9 繰入金	2,488,738,000	2,466,220,538	2,466,220,538	0	0	△22,517,462
1 一般会計 繰入金	2,488,738,000	2,466,220,538	2,466,220,538	0	0	△22,517,462
2 基金繰入金	0	0	0	0	0	0
10 繰越金	1,098,900,000	1,098,900,671	1,098,900,671	0	0	671
1 繰越金	1,098,900,000	1,098,900,671	1,098,900,671	0	0	671
11 諸収入	26,167,000	26,187,775	21,590,816	167,222	4,429,737	△4,576,184
1 延滞金、 加算金 及び過料	800,000	1,361,698	1,361,698	0	0	561,698
2 雑入	25,367,000	24,826,077	20,229,118	167,222	4,429,737	△5,137,882
歳入合計	36,279,697,000	39,821,170,282	36,779,772,055	285,705,860	2,758,602,067	500,075,055

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費		271,198,000	257,002,396	0	14,195,604	14,195,604
	1 総務管理費	81,309,000	78,891,850	0	2,417,150	2,417,150

2 徴 稅 費	187,169,000	176,048,571	0	11,120,429	11,120,429
3 運 営 協 議 会 費	224,000	161,674	0	62,326	62,326
4 収納率向上 特 別 対 策 事 業 費	2,496,000	1,900,301	0	595,699	595,699
2 保険給付費	22,470,901,000	21,952,058,545	0	518,842,455	518,842,455
1 療 養 諸 費	19,541,256,000	19,096,620,502	0	444,635,498	444,635,498
2 高額療養費	2,845,723,000	2,780,391,195	0	65,331,805	65,331,805
3 移 送 費	2,000	0	0	2,000	2,000
4 出 産 育 児 諸 費	59,670,000	50,846,848	0	8,823,152	8,823,152
5 葬 祭 諸 費	24,250,000	24,200,000	0	50,000	50,000
3 後期高齢者支援金等	3,428,028,000	3,428,027,177	0	823	823
1 後期高齢者 支 援 金 等	3,428,028,000	3,428,027,177	0	823	823
4 前期高齢者納付金等	12,569,000	12,567,480	0	1,520	1,520
1 前期高齢者 納 付 金 等	12,569,000	12,567,480	0	1,520	1,520
5 老人保健拠出金	148,000	73,472	0	74,528	74,528
1 老 人 保 健 拠 出 金	148,000	73,472	0	74,528	74,528
6 介護納付金	1,136,849,000	1,136,848,118	0	882	882
1 介護納付金	1,136,849,000	1,136,848,118	0	882	882
7 共同事業拠出金	8,055,349,000	7,876,358,980	0	178,990,020	178,990,020
1 共 同 事 業 拠 出 金	8,055,349,000	7,876,358,980	0	178,990,020	178,990,020
8 保健事業費	287,606,000	260,300,007	0	27,305,993	27,305,993
1 特定健康診査等 事 業 費	189,169,000	168,072,196	0	21,096,804	21,096,804
2 保健事業費	98,437,000	92,227,811	0	6,209,189	6,209,189
9 基金積立金	300,133,000	300,133,000	0	0	0
1 基 金 積 立 金	300,133,000	300,133,000	0	0	0
10 公 債 費	3,000,000	112,373	0	2,887,627	2,887,627
1 公 債 費	3,000,000	112,373	0	2,887,627	2,887,627
11 諸 支 出 金	113,916,000	112,512,620	0	1,403,380	1,403,380

1 償還金及び 還付加算金	113,915,000	112,512,620	0	1,402,380	1,402,380
2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
12 予 備 費	200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000
1 予 備 費	200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000
歳 出 合 計	36,279,697,000	35,335,994,168	0	943,702,832	943,702,832

歳入歳出差引残額 1,443,777,887円

平成29年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 繰 入 金		3,173,000	1,825,240	1,825,240	0	0	△1,347,760
	1 一般会計 繰 入 金	3,173,000	1,825,240	1,825,240	0	0	△1,347,760
2 繰 越 金		104,772,000	122,017,246	122,017,246	0	0	17,245,246
	1 繰 越 金	104,772,000	122,017,246	122,017,246	0	0	17,245,246
3 諸 収 入		35,643,000	84,773,017	48,281,715	0	36,491,302	12,638,715
	1 貸 付 金 元利収入	35,642,000	83,036,717	47,538,415	0	35,498,302	11,896,415
	2 雜 入	1,000	1,736,300	743,300	0	993,000	742,300
歳 入 合 計		143,588,000	208,615,503	172,124,201	0	36,491,302	28,536,201

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費		38,316,000	6,910,872	0	31,405,128	31,405,128
	1 母子父子寡婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	38,316,000	6,910,872	0	31,405,128	31,405,128
2 公 債 費		69,703,000	69,202,279	0	500,721	500,721
	1 公 債 費	500,000	0	0	500,000	500,000
	2 偿 還 金	69,203,000	69,202,279	0	721	721
3 諸 支 出 金		35,569,000	35,568,169	0	831	831
	1 一般会計 繰 出 金	35,569,000	35,568,169	0	831	831
歳 出 合 計		143,588,000	111,681,320	0	31,906,680	31,906,680

歳入歳出差引残額 60,442,881円

平成29年度介護保険事業会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 保 険 料		6,663,049,000	6,989,984,683	6,697,668,468	89,472,099	208,810,697	34,619,468
	1 介護保険料	6,663,049,000	6,989,984,683	6,697,668,468	89,472,099	208,810,697	34,619,468
2 手 数 料		1,000	99,000	99,000	0	0	98,000
	1 手 数 料	1,000	99,000	99,000	0	0	98,000
3 国庫支出金		6,935,326,000	7,030,753,658	7,030,753,658	0	0	95,427,658
	1 国庫負担金	5,014,126,000	5,080,116,708	5,080,116,708	0	0	65,990,708
	2 国庫補助金	1,921,200,000	1,950,636,950	1,950,636,950	0	0	29,436,950
4 支払基金交付金		7,908,320,000	7,757,493,323	7,757,493,323	0	0	△150,826,677
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,908,320,000	7,757,493,323	7,757,493,323	0	0	△150,826,677
5 県 支 出 金		4,130,460,000	4,114,761,849	4,114,761,849	0	0	△15,698,151
	1 県 負 担 金	3,974,094,000	3,957,448,000	3,957,448,000	0	0	△16,646,000
	2 県 補 助 金	156,366,000	157,313,849	157,313,849	0	0	947,849
6 財 産 収 入		657,000	656,972	656,972	0	0	△28
	1 基 金 運 用 収 入	657,000	656,972	656,972	0	0	△28
7 繰 入 金		4,115,206,000	3,972,583,266	3,967,606,266	0	4,977,000	△147,599,734
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,115,206,000	3,972,583,266	3,967,606,266	0	4,977,000	△147,599,734
	2 基 金 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
8 繰 越 金		962,866,000	1,058,498,749	1,058,498,749	0	0	95,632,749
	1 繰 越 金	962,866,000	1,058,498,749	1,058,498,749	0	0	95,632,749
9 諸 収 入		97,000	12,505,921	12,505,921	0	0	12,408,921
	1 延滞金、 加算金及 び過料	1,000	306,000	306,000	0	0	305,000
	2 雜 入	96,000	12,199,921	12,199,921	0	0	12,103,921
歳 入 合 計		30,715,982,000	30,937,337,421	30,640,044,206	89,472,099	213,787,697	△75,937,794

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		390,998,000	361,715,660	4,977,000	24,305,340	29,282,340
	1 総務管理費	390,998,000	361,715,660	4,977,000	24,305,340	29,282,340
2 保険給付費		27,656,075,000	27,173,053,355	0	483,021,645	483,021,645
	1 介護サービス等諸費	24,706,852,000	24,297,747,831	0	409,104,169	409,104,169
	2 介護予防サービス等諸費	971,264,000	946,063,980	0	25,200,020	25,200,020
	3 高額介護サービス等諸費	695,641,000	665,657,021	0	29,983,979	29,983,979
	4 特定入所者介護サービス等諸費	1,243,712,000	1,226,545,482	0	17,166,518	17,166,518
	5 その他諸費	38,606,000	37,039,041	0	1,566,959	1,566,959
3 地域支援事業費		1,026,846,000	868,242,812	0	158,603,188	158,603,188
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	531,134,000	396,939,275	0	134,194,725	134,194,725
	2 一般介護予防事業費	52,099,000	47,199,114	0	4,899,886	4,899,886
	3 包括的支援事業・任意事業費	440,807,000	421,667,425	0	19,139,575	19,139,575
	4 その他諸費	2,806,000	2,436,998	0	369,002	369,002
4 基金積立金		898,142,000	898,142,000	0	0	0
	1 基金積立金	898,142,000	898,142,000	0	0	0
5 公債費		101,000,000	100,006,084	0	993,916	993,916
	1 公債費	101,000,000	100,006,084	0	993,916	993,916
6 諸支出金		612,921,000	612,166,204	0	754,796	754,796
	1 償還金及び 還付加算金	612,921,000	612,166,204	0	754,796	754,796
7 予備費		30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
	1 予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
歳出合計		30,715,982,000	30,013,326,115	4,977,000	697,678,885	702,655,885

歳入歳出差引残額 626,718,091円

平成29年度後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 後期高齢者医療保険料		2,581,396,000	2,600,690,800	2,567,915,700	5,605,200	30,276,600	△13,480,300
	1 後期高齢者 医療保険料	2,581,396,000	2,600,690,800	2,567,915,700	5,605,200	30,276,600	△13,480,300
2 使用料及び手数料		1,000	600	600	0	0	△400
	1 手 数 料	1,000	600	600	0	0	△400
3 繰 入 金		764,601,000	764,600,156	764,600,156	0	0	△844
	1 一般会計 繰 入 金	764,601,000	764,600,156	764,600,156	0	0	△844
4 繰 越 金		10,000,000	24,034,443	24,034,443	0	0	14,034,443
	1 繰 越 金	10,000,000	24,034,443	24,034,443	0	0	14,034,443
5 諸 収 入		10,453,000	5,171,598	5,171,598	0	0	△5,281,402
	1 延滞金、 加算金及 び過料	200,000	521,600	521,600	0	0	321,600
	2 償還金及び 還付加算金	10,200,000	4,579,000	4,579,000	0	0	△5,621,000
	3 雜 入	53,000	70,998	70,998	0	0	17,998
歳 入 合 計		3,366,451,000	3,394,497,597	3,361,722,497	5,605,200	30,276,600	△4,728,503

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 済 額 との比較
1 総務費		56,024,000	50,697,568	0	5,326,432	5,326,432
	1 総務管理費	24,227,000	21,588,356	0	2,638,644	2,638,644
	2 徴 収 費	31,797,000	29,109,212	0	2,687,788	2,687,788
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,290,027,000	3,276,974,256	0	13,052,744	13,052,744
	1 後期高齢者 医療広域連合 納付金	3,290,027,000	3,276,974,256	0	13,052,744	13,052,744
3 公債費		200,000	5,280	0	194,720	194,720
	1 公債費	200,000	5,280	0	194,720	194,720
4 諸支出金		10,200,000	4,579,000	0	5,621,000	5,621,000
	1 償還金及び 還付加算金	10,200,000	4,579,000	0	5,621,000	5,621,000

5 予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
1 予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳 出 合 計	3,366,451,000	3,332,256,104	0	34,194,896	34,194,896

歳入歳出差引残額 29,466,393円

秋田市告示第300号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第301号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市河辺三内字道山117番地1

田代喜市

2 送達すべき書類の名称

平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第302号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき、町および字の区域並びにその名称を変更することについて、次のとおりその案を告示する。

平成30年10月16日

秋田市長 穂 積 志

1 変更前の字名、字界および住居表示実施区域 別図1（省略）のとおり

2 変更後の町名、町界案 別図2（省略）のとおり

3 変更する町および字の名称

2 変更

変更後の町名	変更前の字名
大住南一丁目	牛島字東潟敷、仁井田字西潟敷の各一部
大住南二丁目	仁井田字西潟敷の一部
大住南三丁目	仁井田字西潟敷、仁井田字新中島の各一部

秋田市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ホームホスピス 秋田訪問介護事業所	秋田市手形字十七流5番地3	平成30年9月1日
プランケアこまち	秋田市将軍野南五丁目10番30号 伊藤アパート202号室	平成30年9月15日
訪問介護ステーション合同会社 いこい	秋田市広面字糠塚67番地5 センチュリー松本Ⅲ102号	平成30年9月15日
イープラス	秋田市横森一丁目20番20号	平成30年10月1日
ケアセンターりん北部	秋田市将軍野堰越4番20号	平成30年10月1日
のとやメディカル	秋田市泉東町8番59号	平成30年10月1日
「わかば」訪問看護ステーションあらや	秋田市新屋扇町9番27号	平成30年10月1日
佐野薬局御野場店	秋田市仁井田本町五丁目7番6号	平成30年10月1日

事業所名称	所 在 地	変更年月日
福祉用具センター虹の街	旧 秋田市川尻大川町10番26号 新 秋田市牛島西一丁目3番8号	平成30年9月25日

旧	J A新あきたホームヘルプサービス事業所	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	平成30年4月1日
新	J A秋田なまはげホームヘルプサービス事業所		
旧	J A新あきた指定居宅介護支援事業所	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	平成30年4月1日
新	J A秋田なまはげ指定居宅介護支援事業所		
旧	J A新あきたデイサービスセンター悠楽館	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	平成30年4月1日
新	J A秋田なまはげデイサービスセンター悠楽館		

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
イープラス	秋田市横森一丁目20番20号	平成30年9月30日

秋田市告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
いとう内科胃腸 内科クリニック	秋田市仁井田本町五丁目7番 5号	平成30年 10月1日
佐野薬局御野場 店	秋田市仁井田本町五丁目7番 6号	平成30年 10月1日
アイン薬局保戸 野店	秋田市保戸野中町1番25号	平成30年 10月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
平和薬局	秋田市旭南一丁目1番6号	平成30年 7月31日
ホシ薬局	秋田市保戸野中町1番25号	平成30年 9月30日

秋田市告示第305号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年10月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第306号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年10月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第307号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年10月26日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田県秋田市新屋豊町7番86号

有限会社 善正

代表取締役 今野 亜紀子

ローソン 秋田割山店

秋田市告示第308号

平成30年11月6日午前10時秋田市役所第3・4委員会室に秋田市総合教育会議を招集する。

平成30年10月26日

秋田市長 穂 積 志

協議題

平成31年度における重点的な取組課題について

秋田市告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年10月29日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類:薬局

指定番号	名称	所在地	更新年月日
111	港中央薬局	秋田市新屋大川町 15番1号	平成30年 11月1日
112	スプリング調剤 薬局	秋田市御所野地蔵 田二丁目1番7号	
169	調剤薬局エンゼ ル	秋田市広面字鍋沼 35番地	

秋田市告示第310号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年10月31日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田県秋田市泉中央二丁目27番28号

有限会社 本間酒店

代表取締役 本間 賢

本間酒店

教委告示**秋田市教委告示第14号**

平成30年10月29日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年10月24日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝哉

付議案件

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

選管告示**秋市選管告示第10号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定に基づき、平成30年12月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。

平成30年10月12日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古谷 薫

登録年月日 平成30年12月3日

秋市選管告示第11号

平成30年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会選挙人名簿を、漁業法(昭和24年法律第267号)第89条第5項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供するので告示する。

平成30年10月12日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古谷 薫

1 縦覧期間

平成30年10月20日から同年11月3日まで

2 場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市選挙管理委員会事務局

3 時間

午前8時30分から午後5時まで

農委告示**秋田市農委告示第10号**

平成30年10月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年10月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件(3件)
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件(2件)
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件(2件)
- 4 農用地利用集積計画(平成30年度第7号)に関する件
- 5 非農地証明申請に関する件(1件)

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第16号**

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の8の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を停止したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第2号の規定により告示する。

平成30年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の指定の停止

事業者	代表者	所在地
秋田住設	田口清和	秋田市桜が丘四丁目 2番地2県営住宅4 棟303号

2 指定の停止期間

1か月(平成30年10月1日から同月31日まで)

秋田市上下水道局告示第17号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一

般の縦覧に供する。

平成30年10月9日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成30年10月24日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間
平成30年10月9日から同月23日まで（土曜日、日曜日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成30年10月9日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者	代表者	所在地
サイシン設備	高橋 康弘	横手市前郷字兀山27 番地4

- 2 廃止年月日

平成30年9月30日

秋田市上下水道局告示第19号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成30年10月9日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 指定排水設備工事事業者の廃止

事業者	代表者	所在地
サイシン設備	高橋 康弘	横手市前郷字兀山27 番地4

- 2 廃止年月日

平成30年9月30日

公 告

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成30年10月1日

秋田市長 穂積志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	(土地)秋田市寺内蛭根三丁目85番4 (建物)鉄筋コンクリート造3階建事務所 スチール製物置あり	宅地	5,428.76m ² 2,905.79m ² (延床面積) 合計	102,495,000円 100,159,200円 (税込) 202,654,200円
2	秋田市新屋北浜町262番2他3筆	原野・雜種地	15,091.50m ²	90,549,000円
3	秋田市河辺和田字岡村5番2他1筆	宅地・雜種地	345.09m ²	2,965,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所4階 4-B会議室

(2) 入札

平成30年10月31日（水）午前10時

（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

<p>(3) 開札 入札締切後直ちに開札</p> <p>4 入札心得書および契約条項を示す場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課</p> <p>5 入札保証金</p> <p>(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。</p> <p>(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。</p> <p>6 入札無効に関する事項</p> <p>(1) 郵便による入札は認めないものとする。</p> <p>(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。</p> <p>7 売買契約の締結</p> <p>市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売払物件1および売払物件2の落札者は売買仮契約書により仮契約を、売払物件3の落札者は売買契約書により契約を締結しなければならない。</p> <p>上記の仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決に付し、可決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>8 契約保証金</p> <p>(1) 売払物件1および売払物件2の契約者は本契約として効力を有した後直ちに、売払物件3の契約者は契約締結後直ちに、契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。</p> <p>(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。</p> <p>9 売払代金</p> <p>売払物件1および売払物件2の契約者は本契約として効力を有した日から21日以内に、売払物件3の契約者は契約締結後14日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。</p> <p>10 売払物件の説明日時および場所</p> <p>(1) 土地：秋田市寺内蛭根三丁目85番4 建物：鉄筋コンクリート造3階建事務所（スチール製物置あり）</p> <p>ア 日時 平成30年10月18日（木）午前10時から</p> <p>イ 集合場所 現地</p> <p>(2) 秋田市新屋北浜町262番2他3筆</p> <p>ア 日時 平成30年10月18日（木）午後1時15分から</p> <p>イ 集合場所 現地</p> <p>(3) 秋田市河辺和田字岡村5番2他1筆</p>	<p>ア 日時 平成30年10月18日（木）午後3時から</p> <p>イ 集合場所 現地</p> <hr/> <p>秋田市公告</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成30年5月30日付け秋田市指令第4175号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成30年10月3日</p> <p style="text-align: right;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市山王新町19番37号 トーケンホーム株式会社 代表取締役 男鹿谷 隆</p> <p>2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市旭川清澄町161番26、旭川新藤田西町188番1、188番3および189番1</p> <hr/> <p>秋田市公告</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。</p> <p>平成30年10月9日</p> <p style="text-align: right;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 届出事項の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号</p> <p>(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 茨島ショッピングセンター 所在地 秋田県秋田市茨島四丁目381番2 外</p> <p>(3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり</p> <p>(4) 変更年月日 変更年月日については縦覧に供する関係書類のとおり</p> <p>(5) 変更理由 ア 契約業者の確定及び契約満了等による小売業者の入れ替えによる イ 小売業者の代表者の変更による</p> <p>2 届出年月日 平成30年9月27日</p> <p>3 関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課</p>
---	--

(2) 縦覧期間

平成30年10月9日から平成31年2月9日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年10月9日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称
茨島ショッピングセンター

所在地
秋田県秋田市茨島四丁目381番2外

(3) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更の内容については縦覧に供する関係書類の通り

(4) 変更年月日

平成30年10月1日

(5) 変更理由

商品配送の計画変更を行い、店舗運営効率を向上させるため

2 届出年月日

平成30年9月27日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成30年10月9日から平成31年2月9日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1

項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年10月9日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

紅屋商事株式会社

代表取締役 秦 勝 重

青森県青森市新町二丁目5番8号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称

メガ仁井田店

所在地

秋田市仁井田本町五丁目517番1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 駐車場の位置及び収容台数

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

エ 荷さばき施設の位置及び面積

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ケ 荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯
変更の内容については縦覧に供する関係書類の通り

(4) 変更年月日

平成31年5月28日

2 届出年月日

平成30年9月27日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成30年10月9日から平成31年2月9日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦

覽に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成30年11月7日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成30年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

平成30年10月12日から同年11月7日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成30年10月17日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号

東北ミサワホーム株式会社

代表取締役 下村秀樹

2 道路位置指定箇所

秋田市外旭川字神宮田41番1

3 道路幅員

5.00メートル

4 道路延長

34.90メートル

5 指定年月日および番号

平成30年10月17日 第3号

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成30年10月19日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

	所在地	地積	最低落札価格
1	秋田市手形字山崎2ブロック5ロット	81m ²	3,890,000円
2	秋田市手形字山崎3ブロック3ロット	225m ²	13,800,000円
3	秋田市手形字山崎3ブロック6ロット	290m ²	17,200,000円
4	秋田市手形字山崎3ブロック7ロット	563m ²	31,100,000円
5	秋田市手形字西谷地25ブロック10ロット	817m ²	50,500,000円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市役所本庁舎5階第二委員会室

(2) 入札

平成30年11月22日（木）午前10時

（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

(3) 開札

入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市手形字山崎44番地3 秋田駅東地区土地区画整理事業事務所

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

(1) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内秋田市手形字山崎2ブロック5ロット
ア 目時

<p>平成30年11月15日（木） 午前9時50分から午前10時5分まで イ 集合場所 現地 (2) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行 地区内秋田市手形字山崎3ブロック3ロット ア 日時 平成30年11月15日（木） 午前9時から午前9時15分まで イ 集合場所 現地 (3) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行 地区内秋田市手形字山崎3ブロック6ロット ア 日時 平成30年11月15日（木） 午前9時15分から午前9時30分まで イ 集合場所 現地 (4) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行 地区内秋田市手形字山崎3ブロック7ロット ア 日時 平成30年11月15日（木） 午前9時30分から午前9時45分まで イ 集合場所 現地 (5) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行 地区内秋田市手形字西谷地25ブロック10ロット ア 日時 平成30年11月15日（木） 午前10時10分から午前10時25分まで イ 集合場所 現地 </p>	<p style="text-align: right;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 意見聴取の日時 平成30年11月9日（金）午後7時 2 意見聴取の場所 秋田市中通一丁目4番1号 秋田市にぎわい交流館AU4階研修室1・2 3 意見の聴取をしようとする事項 建築基準法第48条第5項ただし書の規定により、第一種住居地域において建築してはならない建築物の建築を許可することについて 4 建築計画の概要 (1) 建築物の主要用途 劇場 (2) 建築物の位置 秋田市千秋明徳町204番地1、204番地2、204番地4および204番地17 (3) 構造および規模 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下2階地上5階建て (4) 敷地面積 17,401.55m² (5) 延べ面積 25,058.00m² 5 申請者の住所および氏名 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県知事 佐竹敬久</p>
<p>秋田市公告 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成30年10月25日</p> <p style="text-align: right;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書</p> <p>2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。</p> <p>3 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課</p>	<p>秋田市公告 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第16項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成30年10月29日</p> <p style="text-align: right;">特定行政庁</p> <p>1 意見聴取の日時 平成30年11月7日（水）午後2時</p> <p>2 意見聴取の場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 第4委員会室</p> <p>3 意見の聴取をしようとする事項 建築基準法第48条第13項ただし書の規定により、工業専用地域において建築してはならない建築物の建築を許可することについて</p> <p>4 建築計画の概要 (1) 建築物の主要用途 物品販売業を営む店舗（自動車販売店） (2) 建築物の位置 秋田市川尻町字大川反233-247の一部および233-5の一部 (3) 構造および規模 鉄骨造 地上2階建て (4) 敷地面積 3,630.21m² (5) 延べ面積 2,046.73m²</p>
<p>秋田市公告 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第16項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成30年10月29日</p> <p style="text-align: right;">特定行政庁</p>	

- 5 申請者の住所および氏名
秋田市泉中央二丁目1番3号 秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大 柳 康三郎

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

局有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の
規定に基づき公告する。

平成30年10月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根 男

1 売払物件の表示

	所 在 地 等	最低入札価格
1	土地 秋田市寺内蛭根三丁目72番3 原野 4,580.14m ² 秋田市寺内蛭根三丁目73番1 宅地 650.63m ² 計5,230.77m ²	26,290,000円
2	工作物 上水道旧配水池 鉄筋コンクリート造 幅35m×奥行き20m×高さ5.2m	10,870,000円
	土地 秋田市桜ガ丘五丁目13番13 宅地 829.02m ²	
	建物 鉄筋コンクリート造陸屋根地 下1階付き平家建 延べ床面積 93.48m ²	

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所
秋田市川尻みよし町14番8号

- 秋田市上下水道局 4階大会議室
- (2) 入札
平成30年11月27日（火）午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札
入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課
- 5 入札保証金
- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を、金融機関窓口にて納付すること。
なお、原則事前納入とし、納入通知書は秋田市上下水道局総務課管財係にて交付するものとする。
 - (2) 落札者は、入札保証金について還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
 - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は秋田市上下水道局に帰属する。
 - (4) 落札者以外の者に対しては、入札執行後5日以内に請求書に記載の指定口座に入札保証金を還付する。
- 6 入札無効に関する事項
- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結
- 落札者は、秋田市上下水道事業管理者が落札の通知を発した日から起算して7日以内に売買契約書により契約を締結しなければならない。
- 8 契約保証金
- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
 - (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当するものとする。
- 9 売払代金
- 契約者は、契約締結後14日以内に売払代金を秋田市上下水道局の発行する納入通知書により納付しなければならない。
ただし、契約保証金を差し引いた額を納付するものとする。
- 10 売払物件の説明日時および場所
- (1) 秋田市寺内蛭根三丁目72番3他1筆
 - ア 日時
平成30年11月13日（火）午前10時から
 - イ 集合場所
現地
 - (2) 秋田市桜ガ丘五丁目13番13
 - ア 日時
平成30年11月13日（火）午前11時から
 - イ 集合場所
現地

秋 田 市 公 報

